

岩手県告示第 503 号

特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号）第 10 条第 1 項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証の申請があった。

平成 19 年 6 月 15 日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 申請のあった年月日 平成 19 年 5 月 30 日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
 - (1) 名称 特定非営利活動法人岩手県中央調査業協会
 - (2) 代表者の氏名 真壁樹
 - (3) 主たる事務所の所在地 岩手県盛岡市中ノ橋通一丁目 9 番 22 号
- 3 定款に記載された目的 この法人は、調査業に従事する者に対して、広く調査業務の適正な運営に関する指導・研修事業を行い、また調査業を必要とする消費者に対して、適切な調査業務に関する広報事業を行い、一般社会における人権擁護に努め、消費者保護の実践を図り、もって社会の安寧秩序の維持に寄与することを目的とする。